平成２３年（フ）第１１号
徳島県小松島市間新田町字ヤケ木２番地の47
ＹＢハウス201号室
債務者　西森　和博
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５号
富山県高岡市野村708番地
債務者　近藤　真美
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３０号
岐阜県可児市今渡1619番地34　おあしす102
債務者　髙橋　孝志
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第３３号
岐阜県可児市下恵土782番地３　ステージⅡ―102
債務者　中尾　健次
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１５２号
兵庫県宝塚市泉町３番２―605号、前住所兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番18―202号
債務者　橋本　隆史
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３４号
広島県三原市皆実５丁目４番１―102号
債務者　佐田　整昭
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
広島県三原市明神２丁目14番23号　リッチＡ棟102号
債務者　居倉　　護
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
広島県三原市西野１丁目19番４号
債務者　杉原　千景
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
愛媛県松山市平和通６丁目10番地１　大八ビル305号
債務者　沖　　美佐
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１５５号
愛媛県松山市本町６丁目２番地５　ｏｒｉｇｉｎａｌ　ｂｏｘ28　８Ｄ
債務者　山下　典之
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３４号
佐賀県唐津市西大島町８番２号
債務者　土橋久美子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２７号
熊本県玉名市中1656―１
債務者　熊谷典千子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第２９号
熊本県荒尾市大平町２丁目11番地
債務者　西村　りか
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第３４号
熊本県玉名市中533番地１
債務者　平野　優誠
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第３８号
鹿児島県姶良市西餅田2044番地10
債務者　中島　智美
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
鹿児島県姶良市平松7546番地53
債務者　城ノ下從吾
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
鹿児島県霧島市隼人町松永3515番地
債務者　今井由利子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係